

平成28年(ワ)289号等 伊方原発運転差止等請求事件

原 告 [REDACTED] 外144名

被 告 四国電力株式会社

準備書面5

広島地方裁判所 民事第2部 御中

平成29年1月16日

原告ら訴訟代理人弁護士	能	勢	顯	男		
同	弁護士	胡	田	敢		
同	弁護士	前	川	哲	明	
同	弁護士	竹	森	雅	泰	
同	弁護士	松	岡	幸	輝	
同	弁護士	河	合	弘	之	

外

本書面は、平成28年6月1日付け答弁書に対する認否を内容とするものである。

第1 「本案前の主張」について（答弁書1～2頁）

1項、2項及び3項の第1段落は概ね認め、その余は争う。

この点については、平成28年7月14日付け準備書面1の1項で整理したとおりであり、原告岡本珠代の訴えのうち、人格権侵害による妨害排除請求権に基づく本件原発の運転の差止めを求める訴えは取り下がたが、不法行為に基づく損害賠償及び本件原発の運転の差止めを求める訴えは維持する。

第2 「被告の主張」の「第1 はじめに」について（答弁書2～6頁）

1項は認め、2ないし4項は否認ないし争う。5項は認否の限りではない。

なお、原子炉の廃止に伴う措置と本件訴えの関係については、前記準備書面1の3項で主張したとおりである。すなわち、1号機が、平成28年5月10日付で、電気事業法上の発電事業の用に供する発電用の電気工作物として廃止されたとしても、被告が1号機について廃止措置計画を定め原子力規制委員会の認可を受け、その後、具体的な廃止措置の工程の中で使用済み核燃料全部が搬出されるまでは、依然として使用済み核燃料に起因する過酷事故が発生する危険性が存在するのである。

第3 同「第2 差止請求の要件及び判断枠組みについて」（答弁書6～15頁）

争う。

なお、本件における判断枠組みについては、平成28年11月16日付け準備書面2で主張したとおりである。

第4 同「第3 被告及び本件発電所」について（答弁書15～19頁）

1 同「1 被告」について

概ね認める。

2 同「2 本件発電所」について

(1) 同「(1) 本件発電所の概要」について

認める。

(2) 同「(2) 本件発電所の設置の経緯等」について

本件各原発について原子炉設置変更許可処分が行われたこと及びその年月日については認め、その余の詳細は知らないし否認する。

第5 同「第4 本件発電所の必要性」について（答弁書19～29頁）

1 事実主張については否認、法的主張については争う。

2 要するに、被告は、原子力発電一般及び本件各原発が、①電力供給の安定性、②経済性及び③環境性のいずれの観点からも優れていると主張する。

しかし、本件で、原告らは人格権等に基づく本件各原発の運転差止め等を求めているのであって、一旦過酷事故が発生すれば、放射性物質が大量に拡散し、原告らの居住地を含む広範な地域の住民の生命・身体等に甚大な影響を及ぼすことは、チェルノブイリ原発事故、福島第一原発事故からも容易に推測できるところである。過酷事故による人格権侵害の具体的危険性が認められた場合に、それでもなお上記①ないし③の観点から原子力発電が正当化されるということは、徹底した個人の尊重を基調とする憲法を最高法規とする我が国の法体系下では（憲法13条、25条）あり得ないことであり、被告の主張は失当である（福井地裁平成26年5月21日判決と同旨）。

なお、被告が、答弁書の判断枠組みの箇所で自己に有利に援用する福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定ですら、「抗告入らの差止請求に係る被侵害利益が生命、身体という各人の人格に本質的な価値に係るものであり、本件原子炉施設の安全性の欠如に起因する放射線被曝という侵害行為の態様、当該侵害行為によって受ける抗告入らの被害の重大さ及び深刻さに鑑みると、・・・本件原子炉施設の運転に起因して人の健康の維持に悪影響を及ぼす程度の量の放射線に被曝させる限りにおいて、当該侵害行為は受忍限度

を越えるものとして違法というべきであり、本件原子炉施設を稼動させることによる地域の電力需要に対する電力の安定供給の確保、産業経済活動に対する便益の供与、資源エネルギー問題や環境問題への寄与などといった公共性ないし公益上の必要性は、当該侵害行為の違法性を判断するに当っての考慮要素となるものではないというべきである」として、上記①ないし③を考慮要素とすることを明確に否定している。

第6 同「第5 原子力発電の仕組み及び本件発電所の設備」について（答弁書
29～55頁）

1 同「1 原子力発電の仕組み」について

概ね認める。

2 同「2 本件発電所の設備の基本構成」について

この点に関する認否は以下のとおりであるが、特にLOCA等が発生した場合に機能するとされている設備に関する主張については、原告らが提出を予定しているSA対策に関する準備書面において、求釈明及び主張を行う。

(1) 同「(1) 原子炉」について

原子炉が核分裂連鎖反応により発生する熱エネルギーを取り出す設備であること、原子炉内が一次冷却材である水（軽水）で満たされており、これを減速材として中性子を用いて核分裂連鎖反応を制御していること、原子炉が原子炉容器、燃料集合体及び制御材等で構成されていることは認め、その余は知らないし争う。

ア 同「ア 原子炉容器」について

原子炉容器が燃料集合体等を収納する容器であることは認め、その余は知らないし争う。

イ 同「イ 燃料集合体」について

概ね認める。

ウ 同「ウ 制御材」について

本件原発において、制御材としてホウ素、制御棒等が用いられていることは認め、その余は知らないし争う。

(2) 同「(2) 一次冷却設備」について

第1段落及び第2段落の第1文は認め、その余は知らないし争う。

ア 同「ア 加圧器」について

第1文及び第2文は認め、その余は知らないし争う。

イ 同「イ 蒸気発生器」について

第1段落は認め、その余は知らないし争う。

ウ 同「ウ 一次冷却材ポンプ」について

一次冷却材ポンプが蒸気発生器を出た一次冷却材を原子炉容器に戻して循環させるための電動ポンプであることは認め、その余は知らないし争う。

(3) 同「(3) 二次冷却設備」について

認める。

ア 同「ア 主蒸気逃がし弁」について

知らないし争う。

イ 同「イ タービン」について

認める。

ウ 同「ウ 復水器」について

認める。

エ 同「エ 主給水ポンプ」について

認める。

オ 同「オ 補助給水設備」について

第1段落及び第2段落の第1文は認め、その余は知らないし争う。

(4) 同「(4) 電気設備」について

概ね認める。

ア 同「ア 発電機」について

認める。

イ 同「イ 外部電源」について

第1文は認め、その余は知らないし争う。

ウ 同「ウ 非常用ディーゼル発電機」について

知らないし争う。

エ 同「エ 直流電源設備」について

知らないし争う。

(5) 同「(5) 工学的安全施設」について

ア 同「ア 原子炉格納施設」について

原子炉格納容器及びコンクリート遮へい壁が設けられていることは認め、その余は知らないし争う。

イ 同「イ 非常用炉心冷却設備（ECCS）」について

知らないし争う。

ウ 同「ウ 原子炉格納容器スプレイ設備」について

知らないし争う。

エ 同「エ アニュラス空気再循環設備」について

知らないし争う。

(6) 同「(6) 使用済燃料ピット」について

使用済燃料ピットが原子炉から取り出された使用済燃料を貯蔵する設備であることは認め、その余は知らないし争う。

第7 同「第6 安全確保の考え方について」ないし「第13 まとめ」について（答弁書55ないし290頁）

被告は、「原告らがまず行うべき主張立証を待つことなく、必要と考える範

団の主張立証を行っていく」（答弁書15頁）として、「第6 安全確保の考え方について」以下で、争点となる事項について、被告の主張を行っている。

争点となる事項については、原告らにおいて、順次主張立証を行う予定であり、その中で、原告らの主張に対応する被告の主張についての認否あるいは反論を行う予定である。

以上